

議案第 39 号資料

鶴ヶ島市税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(法人等の市民税の課税の特例) 第 34 条の 5 前条の場合において、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第 23 条第 3 項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（<u>法第 292 条第 1 項第 4 号に規定する法人税額</u>をいう。以下この条において同じ。）が年 400 万円以下のものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 8.4 分の 2.4 を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であるかどうかの判定は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。ただし、法人が解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）した場合における清算中の法人の判定は、当該法人の解散の日現在による。 3 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係る第 1 項中の法人税額が年 400 万円以下であるかどうかの判定は、法第 321 条の 13 第 1 項の規定により関係市町村に分割される前の額によるものとする。 4 法人税額の課税標準の算定期間が 1 年に満たない法人に対する第 1 項の規定の適用について	(法人等の市民税の課税の特例) 第 34 条の 5 前条の場合において、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第 23 条第 3 項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は連結法人税額（<u>法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額</u>をいう。以下この条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（<u>法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する個別帰属法人税額</u>をいう。以下この条において同じ。）が年 400 万円以下のものに対する当該事業年度分若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 8.4 分の 2.4 を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であるかどうかの判定は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（<u>当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 4 項において同じ。</u>）の末日現在による。ただし、法人が解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）した場合における清算中の法人の判定は、当該法人の解散の日現在による。 3 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係る第 1 項中の法人税額又は個別帰属法人税額が年 400 万円以下であるかどうかの判定は、法第 321 条の 13 第 1 項の規定により関係市町村に分割される前の額によるものとする。 4 法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間が 1 年に満たない法

は、同項中「年４００万円」とあるのは、「４００万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を１２で除して計算した金額」とする。

５ 法人税法第７１条第１項の規定によって法人税に係る申告書（次項に掲げるものを除く。）を提出する義務がある法人が法第３２１条の８第１項に規定する申告書を提出するときの第１項に規定する法人税額が年４００万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度又は計算期間開始の日から６月を経過した日の前日までに前事業年度又は前計算期間の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。この場合において、前事業年度又は前計算期間が１年に満たない法人に対する第１項の規定の適用については、同項中「年４００万円」とあるのは、「４００万円に当該前事業年度又は前計算期間の月数を乗じて得た額を１２で除して計算した金額」とする。

人に対する第１項の規定の適用については、同項中「年４００万円」とあるのは、「４００万円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を１２で除して計算した金額」とする。

５ 法人税法第７１条第１項（同法第１４５条において準用する場合を含む。第７項において同じ。）の規定によって法人税に係る申告書（第７項に掲げるものを除く。）を提出する義務がある法人が法第３２１条の８第１項に規定する申告書を提出するときの第１項に規定する法人税額が年４００万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度又は計算期間開始の日から６月を経過した日の前日までに前事業年度又は前計算期間の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。この場合において、前事業年度又は前計算期間が１年に満たない法人に対する第１項の規定の適用については、同項中「年４００万円」とあるのは、「４００万円に当該前事業年度又は前計算期間の月数を乗じて得た額を１２で除して計算した金額」とする。

６ 法人税法第８１条の１９第１項の規定によって法人税に係る申告書（第８項に掲げるものを除く。）を提出する義務がある法人又は当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第１２号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第５０条第３項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第１２号の７に規定する連結子法人をいう。第５０条第３項において同じ。）が法第３２１条の８第２項に規定する申告書を提出するときの個別帰属法人税額が年４００万円以下であるかどうかの判定は、当該連結事業年度開始の日から６月を経過した日の前日までに前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる個別帰属法人税額によるものとする。この場合において、前連結事業

6 略

7 第4項及び第5項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和32年法

年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年400万円」とあるのは、「400万円に当該前連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

7 略

8 法人税法第81条の19第1項に規定する申告書に係る連結法人税額の計算について同条第4項及び第5項の規定を適用すべき法人が法第321条の8第2項に規定する申告書を提出するときの第1項の規定の適用については、同項中「年400万円」とあるのは、「200万円」とする。

9 第4項から第6項までの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲

律第 26 号) 第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの ア～イ 略 2 略 (市民税の減免) 第 51 条 略 2 略 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちに<u>その旨</u>を市長に申告しなければならない。 第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 152 条第 5 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法	げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの ア～イ 略 2 略 (市民税の減免) 第 51 条 略 2 略 3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに<u>その旨</u>市長に申告しなければならない。 第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 64 条第 4 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しく
--	--

人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（固定資産税の減免）

第71条 略

2 略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 略

2 略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

は公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（固定資産税の減免）

第71条 略

2 略

3 第1項の規定によって固定資産の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 略

2 略

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条

第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金

(<u>令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除</u>) 第 7 条の 8 <u>令和 7 年度分の個人の市民税に限り、</u> <u>法附則第 5 条の 1 2 第 3 項及び第 4 項に規定す</u> <u>るところにより控除すべき市民税に係る令和 7</u> <u>年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定す</u> <u>る特別税額控除対象納税義務者の第 3 4 条の 3、</u> <u>第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5</u> <u>条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3</u> <u>の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の</u> <u>2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除</u> <u>する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の 課税の特例) 第 8 条 略 2 略 3 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 9 第 1 項、<u>附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条</u> <u>の規定の適用については、第 3 4 条の 9 第 1 項</u> <u>中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第</u> <u>8 条第 2 項」と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前</u> <u>条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項</u> <u>及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあ</u> <u>るのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」と</u> <u>する。</u> (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定め る割合) 第 1 0 条の 2 略 2 ～ 1 3 略 <u>1 4 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設</u> <u>備について同号に規定する市町村の条例で定める</u> <u>割合は、7 分の 6 とする。</u> <u>1 5</u> 略 <u>1 6</u> 略 <u>1 7</u> 略 <u>1 8</u> 略 <u>1 9</u> 略 <u>2 0</u> 略 <u>2 1</u> 略	<u>額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市</u> <u>民税の所得割を課する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の 課税の特例) 第 8 条 略 2 略 3 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 9 第 1 項<u>及び附則第 7 条の 5 第 1 項</u>の規定 の適用については、第 3 4 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」 とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と する。 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定め る割合) 第 1 0 条の 2 略 2 ～ 1 3 略 <u>1 4</u> 略 <u>1 5</u> 略 <u>1 6</u> 略 <u>1 7</u> 略 <u>1 8</u> 略 <u>1 9</u> 略 <u>2 0</u> 略
--	--

<u>2 2</u> 略	<u>2 1</u> 略
<u>2 3</u> 略	<u>2 2</u> 略
<u>2 4</u> 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村 の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	
<u>2 5</u> 略	<u>2 3</u> 略
<u>2 6</u> 略	<u>2 4</u> 略
<u>2 7</u> 略	<u>2 5</u> 略
<u>2 8</u> 略	<u>2 6</u> 略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 1 0 条の 3 略	第 1 0 条の 3 略
2 略	2 略
<u>3</u> 市長は、法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住 宅については、前項の申告書の提出がなかった 場合においても、長期優良住宅の普及の促進に 関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条 第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 1 5 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則 第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、か つ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 1 5 条 の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当す ると認められるときは、前項の規定にかかわら ず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用するこ とができる。	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略
<u>7</u> 略	<u>6</u> 略
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略
<u>9</u> 略	<u>8</u> 略
<u>1 0</u> 略	<u>9</u> 略
<u>1 1</u> 略	<u>1 0</u> 略
<u>1 2</u> 略	<u>1 1</u> 略
<u>1 3</u> 略	<u>1 2</u> 略
<u>1 4</u> 略	<u>1 3</u> 略
<u>1 5</u> 略	<u>1 4</u> 略
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の 課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の 課税の特例)
第 1 6 条の 3 略	第 1 6 条の 3 略

2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略	2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略
--	---

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び<u>附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び<u>附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び<u>附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5及び<u>附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第	第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5 <u>及び附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5 <u>及び附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5 <u>及び附則第7条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 略	3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第7条の5の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 略
---	---